

第5章

ボランティア支援組織の再編

讀 書 録

読書の餘暇に於て、
読書の餘暇に於て、

第5章 ボランティア支援組織の再編

この研究は、「ボランティア条例の可能性」が基本テーマであり、第4章までは「理想とするボランティア活動」の支援について研究してきた。そしてこの章では、まず現状のボランティア活動支援施策を「理想とするボランティア活動」の支援構想に近づけるかについて検討したのち「ボランティア条例の可能性」についてのべたい。

第1節 市の関与する既存団体の再編

1 ボランティア支援団体全般に関する論議

理想とする中間支援団体は一つの独立した組織であり、その活動は自主性を持って運営されなくてはならない。そして、ボランティア精神を保ちつつ、市民活動の拠点としての機能を発揮することが求められている。そして行政とは対等平等の関係を保ちつつ、良きパートナーとしてお互いの長所を生かし短所を補う関係でなくてはならない。中間支援団体は、市民の手により設立され、行政の援助なしに毎年安定した収入をもって運営されることが理想である。この理想は決して非現実的なものではないと確信する。

また、今日の急激に変化する社会に対応するには、ただ理想の実現を待つのではなく、むしろ積極的に進めていくことが求められる。

理想的な支援体制に近づけるためには2つの方向が考えられる。その第1は、現在市が関与する既存のボランティア支援団体を一つにまとめて、中間支援団体の一本化を図るという方法である。第2は、これら団体の併存を積極的に認め、現在の中間支援団体を所管する行政機関のタテワリ性の除去に努めるという方向である。

この研究を始めた頃は、ボランティア支援の窓口と情報の一元化が、より良いサービスを提供すると考えていたが、研究を重ねていくうち、今日のボランティア活動は多様かつ専門化しているため、ボランティア支援団体の一本化では、有効に対応できるか疑問が生じた。そこで、第1の方向よりも第2の方向をめざすこととなった。

第2の方向をめざすとき、タテワリの弊害とは何かをイメージする事が出発点となる。

ボランティア団体は、ボランティア支援団体や所管行政機関の枠にとらわれずに活動しているのが実態であるが、類似の行政機関から同じような調査などが何らの調整もなされずに行われるといったことが、その端的な事例である。ただでさえ人的資源に乏しいボランティア団体であるから、このような調査に対する回答はかなりの負担であり、また調査側の労力・経費の面からも無駄である。したがって、タテワリの弊害の除去のためには、少なくとも市の機関やその関与するボランティア支援団体の間に何らかの連絡調整機能がなければならない。この機能の構築こそが課題である。

2 ボランティアセンターとボランティア活動振興センターに関する論議

さて、次に市が関与するボランティア支援組団体に関する全般的傾向は前述のとおりでありタテワリの弊害を除去する方向で改善をはかるとしても、同じ民生局（地域福祉課）所管の川崎市ボランティアセンターと（福）川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターとの関係も同様に考えることができるのかが議論となった。

ボランティアセンターは民生局所管といっても多様な市民活動団体の事務局的色彩が強く、ボランティア活動振興センターは狭義の社会福祉分野における本市行政の補完的色彩が強い。中間支援団体といっても、本市による直接支援に近い位置にいるのがボランティア活動振興センターである。一方、ボランティアセンターは狭義の社会福祉にとどまらず、「川崎・防災ボランティアネットワークをつくる会」の活動に見るように、多彩な活動を展開している。

3 既存団体の再編と機能強化

このように、同じ民生局所管でありながらも、両者の性格・活動分野には差がある。併存しながら競争関係に立つことによって、お互いの活力を発揮させるという考え方もあるが、これまでのべた理想的中間支援団体の視点からすれば、現在のボランティアセンターやボランティア活動振興センターでは不十分であり、大きな機能強化が必要とされる。このような状況を踏まえて考えるとき、ボランティアセンターとボランティア活動振興センターの両者とも機能を大幅に強化することは、両者が財政的に自立できず本市に依存する関係にある以上、本市の財政上困難であると同時にボランティア支援という観点からも効率も悪い。したがって、この点については、ボランティア支援体制の考え方としてすでに述べたところの「支援団体の併存を積極的に認め、現在の中間支援団体を所管する行政機関等のタテワリ性の除去に努める」というものの例外とし、新たな機能分担を考えるべきとの結論に達した。

この機能分担を考えるにあたっての考え方を整理すると次のようになる。

まずは、ボランティアセンターとボランティア活動振興センターのよい点と悪い点を列挙する。

【川崎ボランティアセンターとボランティア振興センターの比較】

組 織	よ い 点	悪 い 点
ボランティア活動振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域を網羅している。 ・活動の歴史がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のイメージが強い ・行政と密着しているイメージ
川崎ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と比較すれば行政とは一線を画しており、将来的には、行政の影響に左右されないきめ細かい活動が期待できる ・市民活動のイメージにつなげやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織が脆弱であり、活動に限界がある ・市内を網羅するランチをもっていない ・きめ細かい情報の把握が困難である。 ・独自の財源が少ない

次に、前記の両者を再編する方法について、メリットとデメリットをあげてみる。

【再編のメリット・デメリット】

組 織	メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
ボランティア活動振興センターとボランティアセンターの一本化	<ul style="list-style-type: none"> ・一元化されることにより、情報や経費の無駄が少ない。 ・社協の組織力とボランティアセンターのノウハウが合体して、活性化につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターが社協にとりこまれてしまい、自主性が失われてしまう恐れがある。 ・統廃合は縮小のイメージにつながる。 ・社会福祉法人としての目的上の限界がある。
ボランティア活動振興センターとボランティアセンターの共存	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動としての拠点の確立 ・お互いのメリットを生かし、デメリットを補い合うことができる。 ・お互いに競い合うことによりボランティア活動の活性化につなげることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を重複して管理することになり無駄がある。 ・市民から見た混乱をなくす努力が必要となる。

4 ボランティアビューロー構想の実現にむけて

近年の社会情勢は目まぐるしく変動し、価値観も多様化してきている。このような住民の要望に応えるには、全市的に一元化された組織による支援より、地域に根ざしたボランティア支援団体からの支援こそが求められる。したがって、現在のボランティアセンターだけでは十分な対応は困難であり、市民の発意によって設立されたボランティア支援団体としてのボランティアビューローの必要性が高まる。

ボランティアビューローの実現は、市民（企業）・ボランティアセンター・行政が一体とならなければならない。しかし、このような理想的な展開がえられるようになるまでの間は、ボランティアセンターが中心となって、ボランティアビューローの実現をはかるべきである。そのためには、このような方向にそった形でボランティアセンターの機能を見直し、強化していかなければならない。

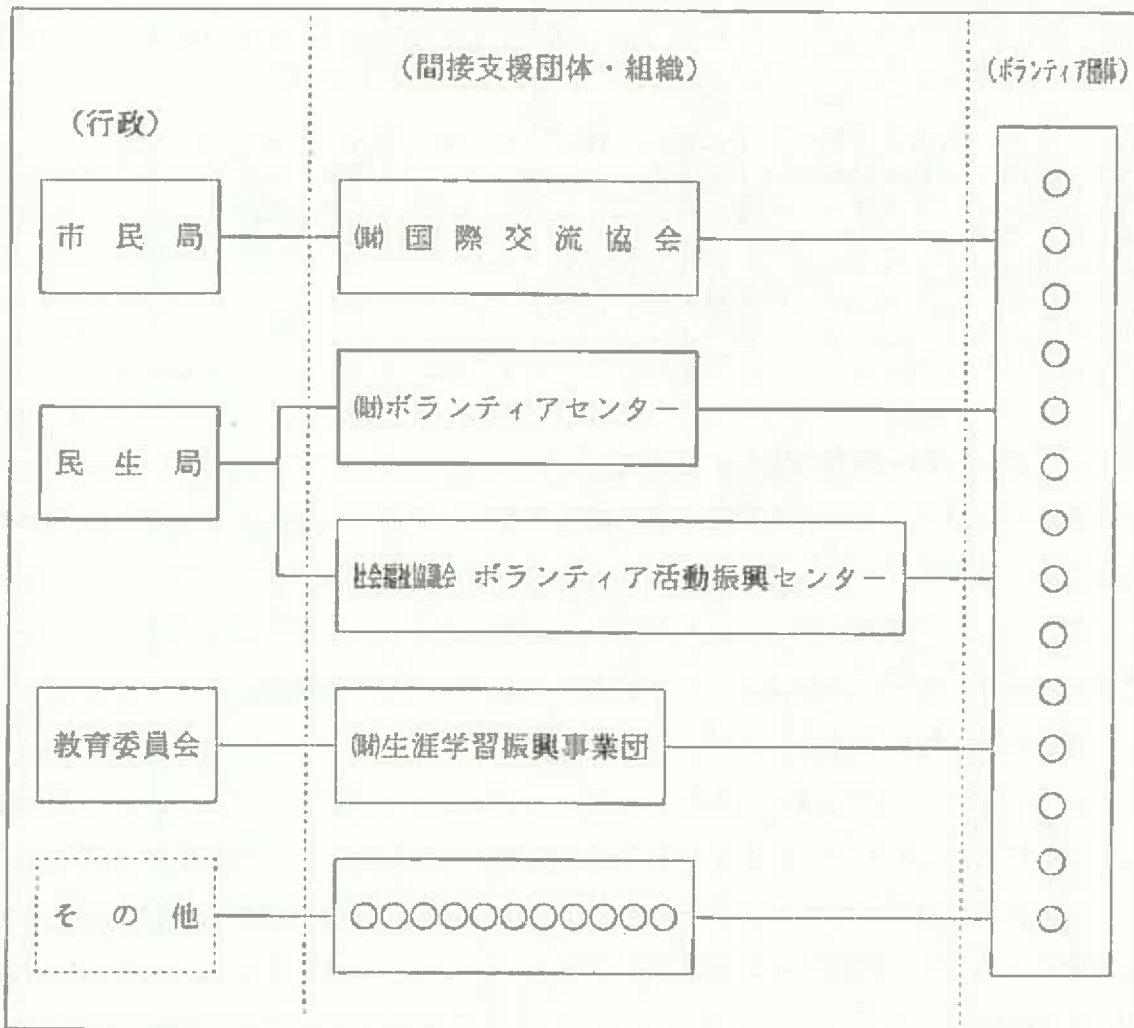
5 ボランティアセンターの新たな役割

(1) 支援団体及び川崎市内部組織の機能分担・整理

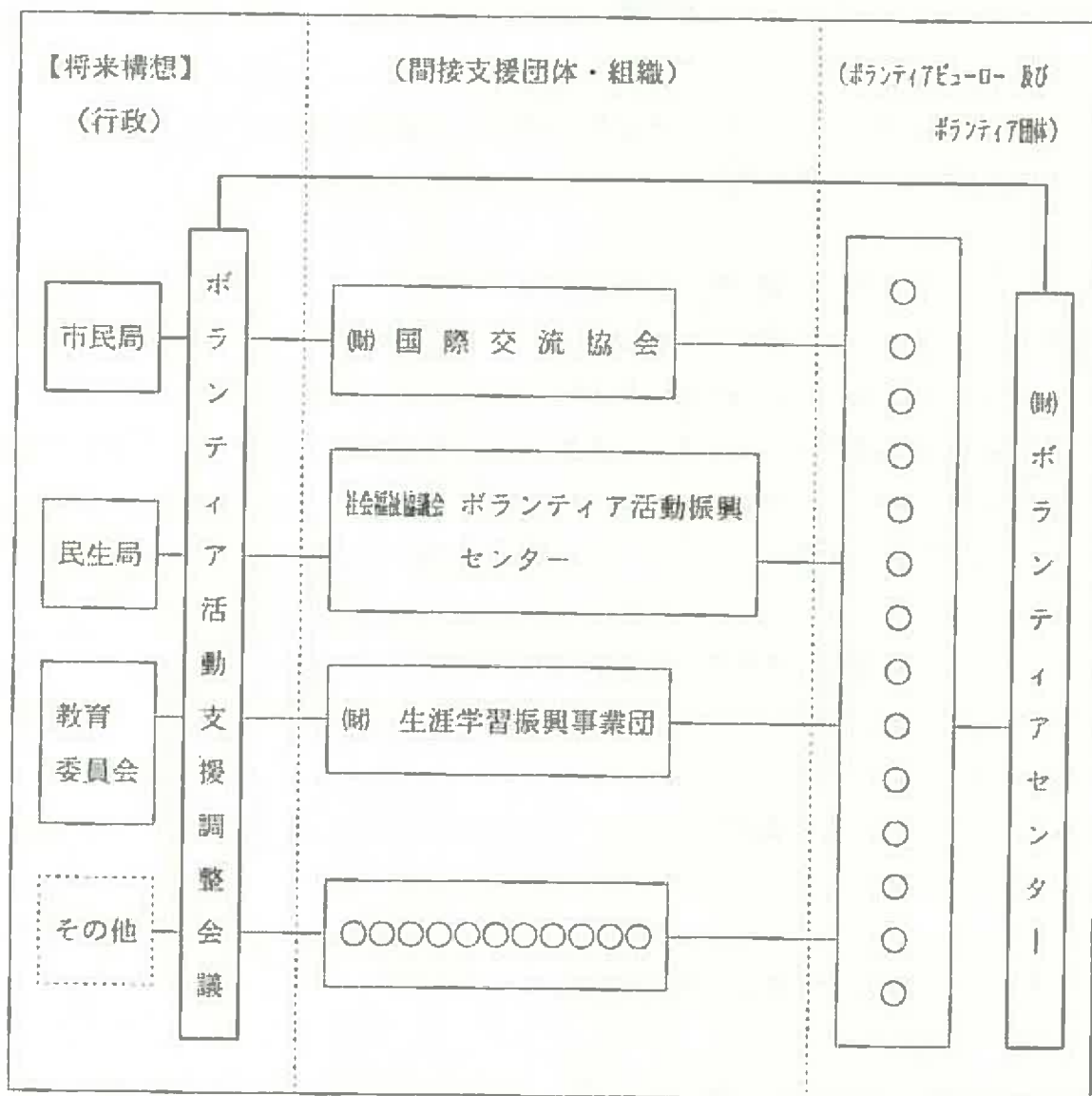
現在、本市のボランティア活動を促進する事業は各部局で個別に行われているが、横の連携が薄くいわゆるタテワリ行政である。現状ではどの部局がどういう事業を担当しているのかを把握するのは困難であり、市民への的確な情報提供は望めない。先にのべたようにタテワリの弊害除去のためには、市の関与するボランティア支援団体の間に何らかの連絡調整機能がなければならない。そして、こういった調整機能は、本市およびボランティア支援団体

側の双方に求められるが、各ボランティア支援団体の調整はボランティアセンターが担うことが望ましい。ボランティアセンターは、ボランティア支援団体のネットワーク機能に純化する。このことを、具体的にのべたのが第4章のボランティアビューロー構想であるが、ここに行き着くまでには段階をふまなければならない。この段階を将来構想としてとらえるとき、現行と将来構想とのボランティアセンターの位置づけは下の図のようになる。

【現行】



【将来構想】



このように、ボランティア活動に関する本市行政機構として、ボランティア活動支援調整会議を置いて、タテワリの壁をこえてボランティア団体支援の総合調整を行う。またボランティア団体側としては、ボランティア団体のイニシアチブに基づいて運営される、新生(財)ボランティアセンターがボランティア団体の要望等を取りまとめる。(財)ボランティアセンターは、ボランティア団体の代表となることが期待されるのであるから、当然、その運営はボランティアセンターに参集する各ボランティア団体にかかれたものでなければならない。

ただし、ボランティア支援団体のネットワークといっても、本市から財政的援助を受けて運営が行われている以上、ボランティアセンターを所管する市の組織は必要である。

なお、この研究チーム報告では、基本的に「ボランティア」活動の支援という表現をとっているが、95年の大震災以後特に、「ボランティア」のイメージが変わってきている。ここでいう「ボランティア」は従来いわれてきた福祉イメージの強いボランティアではなく、多様な市民活動をもボランティアとしてとらえ直している。したがって、ボランティアセンターの活動には「市民活動」の支援を意識したものを多分に望んでいる。

このようなボランティアイメージの変遷に対応した行政機関が求められる。つまり、今後のボランティアセンターは「市民活動の拠点」としての機能をもつべきであるから、このことに対応し、ボランティアセンターの所管機関もまた見直しが必要である。

ボランティアセンターの所管は、民生局から市民局へと変更すべきである。

(2) ボランティアセンターに求める役割

ア 資金の自立

ボランティアセンターが資金的に自立することは、ボランティア団体が本来もっている「自発性」「先駆性」「創造性」を損なわないためにも大変重要なことである。それにはまず、基本的な運営資金については基本財産の果実によって運営されることが必要となる。

その方法は個人や企業からの寄付で運営されることが望ましいが、このような努力でまかないきれない財源については、企業等から集めた資金と同額を、本市が自動的に援助する（マッチングギフト方式）というように本市からの援助も必要である。本市からの援助に関しても、ボランティアセンターを制約しない仕組みづくりが重要である。

また、企業が商品を販売する際に行う寄付の予告（コース・リレイトッド・マーケティングという）方法も考えられる。

イ 組織の自立

先に述べたように、その運営はボランティアセンターに参集する各ボランティア団体に開かれたものでなくてはならない。具体的には、ボランティアセンターの役員や常勤職員に占めるボランティア団体代表者・派遣者の比率を高める必要がある。また、運営の基本として次に掲げる組織の再構築が必要である。

<運営委員会> 活動方針の意思決定機関。

- ・ボランティアビューローの認定、さらに、ボランティアビューロー及び
- ・ボランティア団体への助成金の決定を行う。

<運営倫理委員会>

- ・ボランティアセンターの活動のチェック機能を果たす。
- ・ボランティア団体や市民からの審査請求などの審査を行う、ボランティアオンプズマンを任命する。

ウ ボランティアセンターの事業

ここではボランティアセンターの主な事業について述べるが、後段のボランティアビューローの事業についてもその活動に含むものである。

・ボランティア団体・支援団体会議

ボランティアビューロー、ボランティア団体及び行政との連携を推進し、より効果的な事業の展開に結びつける。

- ・ボランティアビューローへの支援

ボランティア個人や団体が集まるたまり場がやがて自然発生的に連携を持ち、そしてお互いに支援しあう。そして支援団体へと発展することの援助が必要である。これは、本市との連携も必要である。

また、ボランティアビューローが組織された後の支援も必要である。

- ・情報事業

ボランティアの需要・供給、及びボランティア間の情報交換等の情報事業の推進。行政との連携により実現することが急務である。

身近になったパソコンを活用することにより、ハンディキャップを持った人にも多くの情報が得られる。

- ・ボランティア活動その他の地域的諸活動に関する調査及び研究

社会の情勢に目を向け、調査・研究を行い、より良い活動に結びつける。

6 ボランティアビューローについて

(1) ボランティアビューローの条件

- ・会計の公開（非営利性の証明）
- ・活動内容の公開（活動の公益性）
- ・事務局の設置
- ・責任者の存在
- ・継続性（活動の安定性）
- ・相談・育成事業

(2) ボランティアビューローの活動

ボランティアビューローの活動は主に次に掲げる事業を想定しているが、すべてが整う必要はない。活動に多少の特色があってもよい。たとえば、〈防災ボランティアビューロー〉の主な活動が防災ボランティア団体の支援であったり、〈学生ボランティアビューロー〉の主な活動が学生のボランティア活動を支援するといったことである。

- ・相談育成事業

ボランティア団体・個人の相談及び育成

- ・支援・助成事業

ボランティア保険の補助、行政との連携により打合せ場の紹介等を行うことにより、ボランティア団体を支援・助成する。

- ・ボランティア・コーディネーターの育成事業

第4章第2節で述べているように、ボランティア・コーディネーターを育成する。

- ・ボランティアの育成事業

ボランティア意識の啓発・広報を行い、ボランティアを発掘し、育成する。

・ジュニアリーダーの活動援助事業

将来を担うジュニアリーダーの活動を側面から支援する。

7 本市が行う支援内容

(1) ボランティアセンターに必要なスペースの提供

現在のボランティアセンターは川崎市のほぼ中央にあり、地理的条件は申し分ない。ただし、スペース的にはボランティア団体が使いやすいとはいえない。相談を行うスペースさえ不足しており、現在の倍のスペースは必要である。また、ボランティアセンターも来訪しやすい環境づくりは行わなければならない。

(2) ボランティア団体・個人のたまり場の提供

ボランティア団体の活動支援について、コミュニティレベルでの施設整備が必要であり、急務の課題である。身近なボランティアのたまり場は、新たなボランティアを発掘し、ボランティア団体自らがボランティアを育成し、さらには支援組織への発展の可能性を秘めている。

具体的には小・中学校の余裕教室・こども文化センター・福祉施設・企業等の施設の活用が考えられる。地域性からいえば小・中学校の余裕教室が理想であるが、全ての学校に余裕教室があるとはいえず、さらに印刷機・電話等の設備を揃えることは財政上も無理がある。

現在こども文化センターはボランティアを育て、ボランティアと共に地域に根ざした館活動を行っている実績があり、ボランティアのたまり場としての利用が期待できる。

(3) 資金の協力

前述のとおり、ボランティアセンターが資金的に自立することが重要であるが、現在のボランティアセンターに資金の自立は見込めない。

したがって、資金的に自立するまでは、先述の市民や企業等から集めた資金と同額を、本市が援助するマッチングギフト方式を取り入れながら、ボランティアセンターの自立を資金的にもバックアップしなければならない。

また、補助金見直しを行う過程で出損金を捻出したり、競輪などの収益事業の一部を川崎市のボランティア活動の推進のために配分するという方法も考えられる。

ボランティア団体等を支援する(財)川崎ボランティアセンターは、市と対等なパートナーシップを保ち、本市におけるボランティア活動の活性化をともにはかるべきである。そのためにも自立した団体としての今後の活躍を望むものである。

第2節 ボランティア条例の可能性

この節では、これまでに述べてきた提案について、どのような手法で制度化するかを検討した。本研究のテーマは「ボランティア条例の可能性」であるから、まずは、条例の性質を簡単に見ていくことから始める。そして、次に、条例の性質から判断して、ボランティアに関する制度化が条例という方式に適しているのかを検討することとしたい。

1 条例の種類

条例をその性質によって分類すると、次のようになる。

- ①住民の権利義務に関する行政作用を定めるもの——規制条例、助成条例
- ②行政機関の裁量統制を図るもの——行政組織条例、財務条例等
- ③抽象的な条例と具体的な条例——基本条例、個別条例
- ④権利義務関係の実体や手続きを定めるもの——実体条例、手続条例

では、ボランティアに関係する条例の形態を考えると、どのような点に留意しなければならないだろうか。

第1は、行政作用の面からこの問題を考える。

行政作用が市民の権利を侵害するときには条例の根拠が必要であるとする、実務上の定説としての侵害留保説に立つとき、ボランティア活動に対する規制は条例によることが必要である。しかし、これまでに明らかにしたようにボランティア条例は規制を目的としたものでない。

一方、補助金の交付などボランティア活動に対する助成に対しては、特段条例に規定しなければならないものではない。なぜなら、ボランティア団体と自治体の関係は、ボランティア団体の資金交付請求権とそれに対応した行政の資金交付義務といった関係に、一般的には立たない。こういった関係は、ボランティア（団体）の自発性と相容れないものであるからである。したがって上の定説に立つ限り、助成条例もまた、ボランティア条例の形態として適してはいない。

第2は、行政機関の裁量統制を図る観点からこの問題を考える。

（助）川崎ボランティアセンターは、財団法人であるからその設立は寄付行為によっている。平成7年5月22日付けのボランティアセンター発行の資料によると、本市出損金1千万円（38.6%）、市民の寄付金1千590万円あまり（61.4%）となっている。地方自治法199条およびこれを受けた同法施行令140条の7では、自治体の出資比率が4分の1以上である法人は監査委員による監査の対象になる。

このような形で（助）川崎ボランティアセンターは本市の監督下に置かれ、間接的に議会によるチェックを受けることとなるが、公の施設の設置条例のような形で条例による統制があるわけではない。

第3は、条例事項の抽象度に関してである。

基本条例は、市民・企業や自治体の責務を宣言する。しかし、これだけでは抽象的であって、実効性が伴わない。宣言に加えて、これからの個別条例の方向性を示すものである必要がある。ボランティア基本条例を作るとするならば、こういった包括的な方向づけを含んだ条例であることが求められる。

また、個別条例としては、たとえば、ボランティア保険制度のような個別の施策を規定するものとなろう。しかし、これらに関しては、基本条例の趣旨にそって徐々に事業を展開していけばよいのであって、現段階で条例事項として規定しておかなければならないことはないと考えられる。

最後に、こういった条例は内容面を規定したもので、手続的なものを含みつつも基本的な性格は実体条例であろう。

2 ボランティアに関する行政組織

本市では、行政組織に関する定めで条例事項は、局・室・区のレベルまでである。したがって、条例ということで所管局が明らかになる。

ボランティアの成り立ちについてはすでに見たとおり、日本では社会福祉の分野に影響力が強い。全国的に見ても、多少の例外はあるものの社会福祉協議会を中心にボランティア支援団体が組織化されている。

しかし、今日活発に活動しているボランティアは福祉関係分野だけにとどまらない。環境、まちづくり、人権・平和、教育、文化、医療・保健、国際協力などひじょうに多様化している。このような現状があるからこそ、私たちは、関川崎ボランティアセンターをこれからのボランティア活動の核として機能強化すべきことを提案したのである。そしてこのように考えるとき、もはや関川崎ボランティアセンターは、民生行政の枠内にはおさまりきれなくなる。

民生行政の外にボランティアに関する組織を設置するとすると、ボランティアは公共性の新たな担い手としての市民という意味合いが強いのであるから、それは市民局の業務にもっとも近接していると考えられる。さらに、本市におけるボランティア行政主管機関の情報交換の場と関川崎ボランティアセンターへの窓口として、ボランティア活動支援調整会議を設ける必要がある。

このような形で、事務分掌条例を改正することが必要である。

3 ボランティア条例は必要か

これまでに述べたとおり、ボランティア（団体・ビューロー）および関川崎ボランティアセンターと本市との関係は、第2章5で述べた次の4原則を踏まえたものであることが求められる。

- ① パートナーシップの原則
- ② 自治・分権の原則
- ③ 規制緩和の原則

④ 適正規模の原則

ボランティアに関して制度化を図るときは、上の原則について宣言し、その上で本市の行うべき施策について規定することになる。

しかし、上の4原則を改めて見ると、実はそこから出てくるものは本市に求められる施策ではなく、本市がボランティア（団体）に関わる姿勢についてであり、そして、その姿勢とは、ボランティア（団体）への過度な干渉を控えることにほかならない。

上のような考えに立って、ボランティア条例について規定することになろうと考えられる内容をあげてみる。

① 目的

市民の自由で自発的な活動を支援するものであること

② 定義

ボランティアとは、無償もしくは活動に要する実費程度の謝礼を得て活動する自発的市民であること

ボランティア団体とは、上のボランティアの集団であること

ボランティアビューローとは、ボランティア団体に対する支援を目的として設立された任意のボランティア団体であり、かつ、その団体名、その責任者の氏名、活動の目的等を（財）川崎ボランティアセンターにおいて認定されたものであること。

③ 市の責務

市は、（財）川崎ボランティアセンターに対して財政的、物的な支援を行うこと。そして、支援に付随して行う関与は、ボランティア活動が市民の自由で自発的な活動であるという特性に十分に配慮した必要最小限度のものにとどまること。さらに、財政的援助の方式は、（財）ボランティアセンターが企業等から集めた資金と同額を本市が自動的に援助するマッチングギフト方式を基本とし、日常の運営費に関する補助は事務所の賃料・光熱水費等必要最小限な範囲にとどめること

本市と（財）川崎ボランティアセンターとの関係を対等なものとして維持していくため、援助の方法としては委託契約を締結するなどの方法を採用して、支配・被支配の関係に立たないよう十分な配慮をすること

④ （財）川崎ボランティアセンターの責務

政治的中立性に配慮しつつ、ボランティア団体を公正・公平に取り扱うこと

⑤ ボランティアビューローの責務

（財）川崎ボランティアセンターから資金的な援助を受ける際には、その定められた内容・手続に従うこと

⑥ ボランティアオンブズマンの設置

（財）川崎ボランティアセンターにボランティアオンブズマンが置かれること

ボランティア活動が思想・信条・信教等憲法上認められた価値にもかかわらず、そのこ

とで不公平な取り扱いを受けたときは、ボランティア（団体）は、ボランティアオンブズマンに対して審査を求めることができること。

（叻川崎ボランティアセンター運営倫理委員会は、市の同意を得て、このようなボランティアオンブズマンを人格高潔で学識のある者の中から選任すべきこと

ボランティア活動は市民が自発的に行う自由な活動であるから、行政の過度な干渉は極力避けるべきである。そして、その活動はある一定の価値観にもとづいて行われる場合が多く、この価値観は政治的な指向性を持つ場合もある。ある方向の政治的指向性を理由に叻川崎ボランティアセンターからの支援の有無や多寡が左右されてはならず、あくまでボランティア活動の内容そのもので支援の有無が決定される必要がある。このことについて、条例の中で明記する必要がある、またこの措置を担保するものとしてボランティアオンブズマンを置くものである。

一方、上の内容は、前述したとおり、本市の施策を規定したものではない。ボランティア活動の自由な領域を最大限確保するために、あえて条例を作らないという選択もある。この場合は、これまでに述べた原則・考え方を踏まえ、本市は、叻川崎ボランティアセンターに対して、「金は出すが口は出さない。」という姿勢で望むことが大切である。

ボランティア活動を活性化するためには、費用がかかる。本市の姿勢として、ボランティア活動を支援するのであれば、当然それに伴う財政的な援助が必要である。そして、長期的には、自主的ボランティアが群生し、新たな公共の担い手として活躍してくれることだろう。この結果、本市の財政負担が軽減することになるだろうが、これはあくまで結果の話である。結果を目的と区別し、本市のボランティアに対する姿勢を明確にすることが重要である。

おわりに

新刊 新編

おわりに

「ボランティア条例」の可能性ということで、私たちは、ボランティア活動支援の制度化について検討を行ってきた。

この研究を開始した7月以降、ボランティア活動に密接に関連した「市民公益活動促進法案」が与野党から国会に提出されるなど、ボランティアを取り巻く環境も変わりつつある。ボランティア団体の法人化や税制に関しては、自治体レベルの条例ではいかんともしがたく、法律の制定を待つほかはない。このようにボランティアに関する制度的揺れの中で研究せざるを得なかったことは、私たちに精神的ストレスを与えつづけた。

また、本市でも、ボランティアに対する施策化について、平成8年度予算案の策定過程の中で検討がなされ、この研究に対して期待もされたように感じる。ひじょうにありがたいことではあるが、一方、研究と現実の施策との距離が近くなればなるほど、距離感の取り方がむずかしいとも感じた。自由で思い切った研究をしたいという思いと、現実の施策と差がありすぎては研究の意味がないとの思いが交錯した。

私たち研究員のそれぞれがこの二つのベクトルに影響され、研究の方向が行きつ戻りつを繰り返した場面もあった。

最終的には、本論のとおり、ボランティアとは何かという、その精神や原理に立ち返っての提言に至ったが、原理的である分、提言の実現には困難さも予想される。しかし、行政における通常の職務分担から距離を置き、自由な発想を求められたと私たちは今感じている。このような思いで作られたこの研究レポートを、現実の政策立案に役立てていただければ私たち一同望外の喜びである。

このような機会を与えられたことに素直に感謝したいと思う。

視察報告

借 驗 單

大阪市調査報告書

1 調査目的

阪神・淡路大震災において多くの市民ボランティアが活躍し、これを契機に大阪市ではいっそうのボランティア活動の促進を図るためにボランティア懇話会を設置した。この審議状況について調査することを今回の訪問の目的とする。

2 調査日時

平成7年10月4日(水) 午後1時30分～3時30分

3 調査員

山口道昭(総務局職員研修所)、板橋茂夫(土木局防災対策室)、小森章一(教育委員会青少年教育課)

4 調査先; 応対者

大阪市市民局生活文化部青少年対策課; 課長代理 角國純一郎、主査 伊藤直樹

5 調査内容

(1) 基本的内容

別紙「『ボランティア活動懇話会』の設置について」等のとおり

(2) 質疑内容

(ア) 「懇話会」の主管課について

阪神・淡路大震災において多くの市民ボランティアが活躍したが、その多くが青少年であった。また、大阪府では平成9年に国民体育大会の開催を予定、さらに2008年にはオリンピックを誘致したいということで運動中であり、これらの大会には多くの青少年ボランティアの参加を期待している。このため、従来から青少年団体育成業務を行っていた青少年対策課が「懇話会」の事務局になった。

ただ、この件は「懇話会」の主管課というだけで、今後ボランティア活動についての一元的窓口を設けるのか、また設けるとした場合にどの課がそれを担うのかは今後の問題である。「懇話会」の提言を受けて、必要な場合、市として検討することになる。

(イ) 「懇話会」の審議状況について

平成7年6月に「懇話会」を設置し、概ね月1回開催している。10月末に提言をいただき、この結果について8年度予算に反映させる予定である。

ただ、若干作業は遅れており、提言時期は10月にずれ込むことが予想されている。

(ウ) ボランティア支援組織の現況

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会のもとに大阪市ボランティアセンターがある。この大阪市ボランティアセンターのブランチとして、各区(24区)にボランティアビューローが設置されている。

他自治体の社会福祉協議会は福祉分野以外へも進出していく傾向にあるが、大阪市では

福祉分野に限る傾向が強い。これを今後どうするかは「懇話会」の提言を受けてからの検討になる。

(3) 感想

現在「懇話会」でボランティア全般をどうしていくかを検討中であり、腹案はあるようだが思い切って発言してはいただけなかった。

ボランティア支援組織の現状としては、行政区が多いにもかかわらず各区にボランティアビューローが設置されるなど、少なくとも本市に比べて進んだ状況にある。福祉に範囲が限定される傾向が強いが、この点は大阪ボランティア協会や大阪コミュニティ財団の存在といった民間（有名）ボランティアの影響もあるように感じられた。

いずれにしても、阪神・淡路大震災の影響は強烈であり、このことを意識した提言になることが予想される。そして、それとともに、これだけにとらわれずボランティアを活用（支援）したいという思いも強いように思われた。

社会福祉法人 大阪ボランティア協会調査報告書

総務局職員研修所 山口道昭

土木局防災対策室 板橋茂夫

(文責) 教育委員会青少年教育課 小森章一

- 1 日時：10/5(木) 午前10時15分～12時00分
- 2 視察先：社会福祉法人 大阪ボランティア協会
(〒530 大阪市北区同心1-5-27 大阪市立社会福祉研修センター3階
☎06-357-5741)
- 3 対応者：事務局長 早瀬昇氏

民間主導で設立され、社団法人から社会福祉法人へ組織変更した経過や、行政に望むこと。また、阪神・淡路大震災での援助活動、そしてパソコンによる「ボランティア情報検索システム」について伺った。

Q. 行政との関わり。また、行政に望むこと。

- A. ・大阪府には社会福祉法人化の認可で指導してもらった。また、補助金1,500万円が交付されている。そして、大阪府福祉基金からも助成をうけている。
- ・大阪市からは市社協とともにボランティア・コーディネート事業として1千万円の事業委託を受けていて、その委託料を人件費(2人分・実際は1人)に充てている。また、事務所を賃貸料で年約500万円掛かるところを無料で提供してもらっている。良きパートナーとして市のOB2人を理事として迎えている。
- ・府・市ともにより多くの助成金を望むが財政状況を知っているので難しいと思う
- ・市社協のボランティア活動がかなり活発化しているので、大阪市からの委託料がそちらにまわるのではないかと気掛かりである。
- ・コスト・パフォーマンスを念頭に置いた民間組織を行政が支援するのが望ましい

Q. 他のボランティア組織との連携について。

- A. ・大阪府・市、府社協・市社協そしてボランティア協会で構成される5者協議会で連絡を取っているまた、ボランティア・フェスティバルの共催、ハンドブックの発行、ボランティア情報検索システムの共同化など事業を共にすることがある。
- ・社協の給食サービスには主婦層が参加し、協会の「この指とまれ」的な事業には学生や社会人が参加してくる。このようにそれぞれの組織で得手・不得手があり

、集まるタイプが違う。例え同じような事業を行っていても、民間的発想ではお互い競合しあってよりよい事業を展開していけばいい。

Q. 社団法人から社会福祉法人へ組織変更しての利益・不利益について

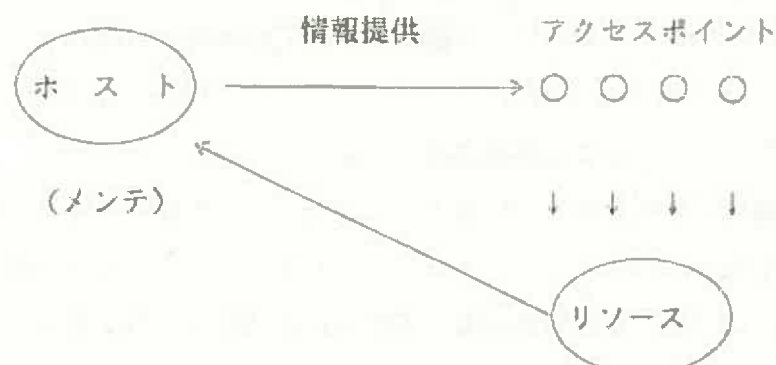
- A. ・社会福祉法人としての定款（第1条・目的）を作るときに苦勞した。世田谷区のボランティア組織が同様に社会福祉法人化を予定しているので近々視察に来る。
- ・税制上の優遇により企業からの寄付に好影響があった。個人については職員が講師料を協会に納めているが、職員個人の所得税から控除できるようになった。
- ・社団法人の最高議決機関は会員総会だったが、社会福祉法人では総会後の理事会が最高議決機関となり、決定事項に修正を加えることができるようになった。
- ・社会福祉法人化は難しいものかと思われたが、基金が1億円あったため容易に事務を運ぶことができた。
- ・役所の監察権限が強くなったので、もしもの時が気掛かりではある。

Q. 阪神・淡路大震災を教訓に日頃から必要なネットワークとは。

- A. ・役所のような縦の組織は緊急時の判断がなかなかできない。どっかからの指示を待っていては対応できない。その点、ボランティアは独自の判断ができる。
- ・ボランティアは兵隊ではない。クライアントである。
- ・行政とボランティアとのネットワークが不足している。自治体の若手職員が協会に派遣されたりするとお互いの世界が分かると思う。
- ・ボランティア組織同士の普段の面識が大切。

Q. 「ボランティア情報検索システム」について

- A. ・協会に相談に訪れるボランティア活動希望者の大半は何をやりたいのか自分でもよく分かっていない。分野別の紹介をするよりも日時や場所等空間的な条件から検索するボランティア情報を提供することにした。



- ・問題点として①アクセスポイントの増設、②メンテナンスに必要な人と優良で信

類性のある情報を提供し続けること。

Q. 職員のローテーション等について。

- A. ・8週7体制。正規職員10人、嘱託5人、派遣1人。その他ボランティアスタッフ190人。
・もともとは日本生命の社会活動が協会のはじまりになるので、日生から職員が1人来ています。

Q. その他。

- A. 阪神・淡路大震災では神戸市内に拠点を置き、毎朝8時から10時まで大きな掲示板に必要なボランティアを求人票として張りつけ、付箋で氏名を張らせ必要な人数が揃うとスタッフが説明を行い地図を渡して現場に行ってもらった作業をおこなった印刷機と住宅地図が必需品だった。

所感

事務所の広さはボラセンをひとまわり大きくしたぐらいで、職員とボランティア・スタッフが狭いなかでも生き生きと仕事をしていました。我々の支援策は場所や資金に重点が置かれていたが、何よりも人ではないかと感じた。

大阪コミュニティ財団調査報告書

1 日時

平成7年10月5日(木) 午後1時15分から3時30分

2 調査先

財団法人 大阪コミュニティ財団

〒540 大阪市中央区本町2番8号 大阪商工会議所内 ☎ 06-944-6260

3 調査員

山口道昭(総務局職員研修所)、小森章一(教育委員会青少年課)

板橋茂夫(土木局防災対策室)

4 応対者

専務理事事務局長 三島祥宏調

5 調査内容

大阪商工会議所が中心となって準備をすすめ、「あなたの善意を社会のために・・・」をキャッチフレーズのもとに、日本で第1号として平成3年11月12日に設立された大阪コミュニティ財団について、事業内容や将来の展望について伺った。

(1) 財団という組織形態のメリット、デメリットについて

他の法人、例えば公益法人や社会福祉法人などあるが財団法人に比べてアクティブな活動ができない。財団法人の場合、普及活動ができる。

また、公益信託の場合、認可をもらうまでに時間がかかり、社会福祉法人の場合は福祉に限られるなどの制限がある。

なお、財団法人の許可をもらうにあたって、通産省に条件を与えた。

ア 速やかに特定公益増進法人(以下、特増)を認可すること。

イ 事業区域を全国及び海外とすること。

ウ 社会公共のものとし、役所の天下りにはしないこと。

(2) 財政状況について

別添の資料のとおり

(3) 民間主導により設立されているが、行政(自治体)との関わりはどうか、また行政に望ことは何か。

大阪府及び大阪市とも各2500万円の基金を行っている。しかし現在の利息では年間100万円程度の果実である。

アメリカなどの場合、地域を代表する市民として財団の理事に副知事を入れている例もあるが、天下りにはしたくない。

行政に望ことは、早く特増の許可をしてほしい。また、支援については、側面的な

サポート（資金援助）だけでよいと思う。

また、当財団は助成財団である以上、今後行政と事業を行う考えはない。

(4) 大阪ボランティア協会との連携はどうか。

特になし 但し、阪神・淡路大震災のときは財政支援をおこなった。

(5) 将来の展望について（財政的支援以外の支援について）

将来的には、基金による助成活動のほか、フィランソロピーに関する調査・普及啓発、更に情報提供を行う、フィランソロピー・センターを目指すとのこと。

来年は財団設立5年になるため、財団設立のためのアメリカの財団法人を調査したときの報告書をもとに財団設立のための、手引き書を作成し発行する予定である。

印刷部数は200万部程度し、発行のための資金は行政以外に補助金を求める。

また、シンポジウムやセミナーを開催し、他の地域へも社会貢献活動を促進してもらいたい。ワークショップの開催も考えている。

感想

自分たちは、行政ができないことをやっているという感じが話振りから伺えた。

また、実際の活動は職員4名で運営しており、特に事務局長のやる気がとても感じられた。ボランティア協会と同じくやはりここでも「人」だということを痛感させられた

現在、Bチームの検討していること（資金援助や施設の提供）が本当にボランティアの求めているものなのか。一方的な行政の押しつけのような感じも・・・

北九州市調査報告書

消防局総務部企画課 山口高広

- 1 日時：10月11日（水）13時30分から17時00分
- 2 調査先：財団法人北九州活性化協議会
- 3 対応者：事務局長代理 宮尾 英文
次 長 阿座上 誠二
- 4 財団法人 北九州活性化協議会

（1）概要

1963年（昭和38年）門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市の5市が対等合併し「北九州市」が誕生したが、旧5市意識は色濃く残り、新北九州市の一体感の醸成が進まなかった。

一方、北九州市における産業構造の転換の遅れは1985年以降の円高による「鉄冷え」不況とあいまって北九州市の急速な地盤沈下をもたらした。

このような状況の中でようやく「北九州市」としてのコンセンサスが芽生え、活性化施策を総合的に調整を図り、的確かつ効率的に推進していく組織の必要性を痛感し米国のピッツバーグ市のアレゲニー地域開発協議会の先例から北九州青年会議所、北九州商工会議所、西日本工業倶楽部、北九州青年経営者会議を母体とした純民間組織として発足した。

（2）事業内容

活性化プロジェクトに関する調査・研究及び計画の立案

行政に対する要望及び行政との協議

各関係団体との連絡・調査及びネットワークの強化

その他前項の目的を達成するために必要な事業

（3）特徴

純民間組織である。

組織の運営及び事業費は基本財産及び賛助会費による

（賛助会費：法人1口3万円、個人1口5千円）

ボランティア活動

（4）基本財産（基金）（平成7年4月現在）

6億2000万円

（5）事務局員

事務局は、事務局長以下10名の職員で運営しているが、プロパー職員は1名で、残りは、各企業から概ね2年を限度に派遣されている職員である。

派遣職員の、処遇関係はすべて、各企業により賄われている。

(6) 行政との関係

本財団の窓口は、企画課となっているようだが、行政から金銭的な支援等はいっさい受けていない。

ただし、本財団が企画する各種事業に対し、ソフト面での支援は受けているようである。

(7) 市民との関係

本財団の中には、企画委員会があり、この委員会を通じ、企業市民等からの意見を反映させている。

(8) 所感

北九州活性化協議会は、産業の活力と文化の香りに溢れ、アジア太平洋地域の中核都市として、国際社会に貢献することができる北九州市を構築するために、それぞれの意見や活動を一つの力にまとめ、行政と連携して、的確に活性化戦略を推進するために設立されたものである。

設立後7年が経過した現在、市民からのアンケートにより将来展望を模索しているようである。

本財団は、行政からも適当な距離をおいて活動しており、行政に対しても、積極的に意見を述べる等企業市民からは、信頼された存在となっている。

しかし、市民の認知度はあまり高くなく、今後は、企業市民と市民との距離をどのように狭め、市に貢献していくかが課題であると思います。

福岡市調査報告書

消防局総務部企画課 山口高広

- 1 日時：10月12日（木）13時30分から17時00分
- 2 調査先：社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
- 3 対応者：庶務係長 江口宏展
地域福祉係長 吉村隆弘
- 4 社会福祉法人 北九州活性化協議会

（1）概要

福岡市ボランティアセンターは、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会の中に設置され、地域ボランティアの育成と活動の推進及び児童生徒の福祉教育の推進を重点目標に活動をしている。

（2）事業内容

ボランティアの養成事業
ボランティアグループの育成・援助事業
ボランティア派遣事業
（福祉関係のボランティア活動に限る）

（3）組織概要

別紙のとおり

（4）特徴

本協議会には、地域福祉活動振興基金事業があり、福祉を目的としたボランティア活動に対し、助成金制度を設けている。（登録団体に限る）
（平成6年度の助成実績：128団体529万円）

（5）所感

本ボランティアセンターは、社会福祉協議会の中にあるため、福祉を目的としたボランティア活動に対して、いろいろな援助をしている。
したがって、本研究チームが検討している中間的組織とは異質な感じがした。
しかし、本センターが実施している様々な援助活動（助成金、印刷費の無償提供等

)をあらゆるボランティア活動に適用することが可能だとすれば、素晴らしいこと
だと思う。

福岡市に於いても、阪神大震災を踏まえ、災害ボランティア等についても検討し
ているようだが、所管課がはっきりしていないようである。

また、このセンターは、市民の認知度もかなり低いようで、広報に苦慮してい
るようである。

北九州市及び福岡市の調査を通じ、ボランティアの必要性はどちらの都市でも感
じているようだが、相対的には積極的な努力が足りないような感じがする。この点
を踏まえ当市の実情にあった組織づくりをする必要があると思う。

山 梨 県 調 査 報 告 書

民生局明望園 片野修司
経済局事業部 水谷吉孝

1 日時及び視察先

1 1月6日(月) 午後3時～4時45分 山梨県社会福祉協議会
(〒400 甲府市丸の内1-10-5 山梨県社会福祉会館内 ☎0552-37-1281)

1 1月7日(火) 午後1時～3時00分 山梨県ボランティア協会
(〒400 甲府市丸の内2-35-1 山梨県ボランティアセンター内 ☎0552-24-2941)

2 対応者

*山梨県社会福祉協議会

事務局次長・総務課長 岡 尚志氏/総務課地域担当・副主査 田辺 光正氏

*山梨県ボランティア協会

事務局次長 石原 一男氏

山梨方式と呼ばれる山梨県ボランティアセンター設置の過程と、これを取り巻く山梨県社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会の共存の関係、棲み分けについて伺った。

3 調査内容

(1) 基本的内容

山梨県ボランティアセンターは単なる器に過ぎない。行政(主管課は山梨県厚生部厚生総務課)が「条件整備」(県庁舎の跡地と建設資金の一部を提供、センター建設費の半額近くを占める2億円の日本船舶振興会補助金の獲得は時の知事の政治力による)し、県社協が設置運営主体となって「組織整備」(県ボランティア協会の設立準備事務局となり建設資金の一部を提供)を行い、県ボランティア協会(昭和52年1月28日設立)が県社協の委託を受けて管理運営主体となって「人づくり」(「耕そう・まこう・育てよう」を合言葉に、啓発広報、養成訓練、連絡調整、相談斡旋、調査研究事業を行う)を実践している拠点が山梨県ボランティアセンター(昭和53年7月22日開館)。

県ボランティア協会は、国庫補助金とともに県社協から委託を受けている福祉教育推進事業を中心に、社協では扱いづらい分野を「先駆性と開拓性」を発揮しながら切り開いている。

(2) 山梨県社会福祉協議会の話

・ボランティア支援施策として、条例制定というのはなじまないだろう。

・ボランティアと一口に言ってもその分野は、生活、文化、国際、環境、教育など、多岐にわたる。しかし、社協の事業としては社会福祉の分野をとびぬけることは好ましくないと考えている。したがって、福祉以外の分野については、積極的にボランティアセンターで事業拡大していけばよいと考える。そう考えてはいても、ボランティアを福祉分野に迎え入れがちになってしまう。

・ボランティア活動推進に向けて、行政と民間の連携すなわち「公私協働」というかたちをとっている。「ボランティア活動推進のための五者懇談会」の設置もその一例。県厚生部、県教育委員会、県社協、県ボランティア協会、青少年育成山梨県民会議の五者が、年3回の協議の場を持っている。それ自体は大したことはないのだが、この五者による事務レベルでの協議が別に行われており、このことが協力的で円滑な活動推進に役立っている。

川崎でも、ボランティアセンターと社協と行政の三者での協働作業、少なくとも三者懇による共通のコンセプト作りをお勧めする。

・県民にとって「ボランティアセンター」といえば山梨県ボランティアセンターのことでもあり、各市町村社協内にあるボランティアセンターのことでもある。県民にとっての間口は、広げておいてよいと思う。何も一元化にこだわる必要はない。県社協と県ボランティア協会とが「うまくやっていく」ことが、市民生活から見た窓口の一元化ということになる。

・組織の点では、社協のものが整備されている。それを利用しない手はない。ボランティアセンターは事業運営の分野で、「先駆性と開拓性」を発揮すればよい。

(3) 山梨県ボランティア協会の話

・平成6年度から、県ボランティア協会、県社協、県共同募金会の三者で人事交流を行っている。共同募金会からボランティア協会へ（石原事務局次長が派遣されている）、ボランティア協会から社協へ（岡事務局次長が派遣されている）、社協から共同募金会へ、それぞれ2年間の相互派遣を実施している。

・協会の運営は、協会会員の会費（個人会員：年千円／賛助会員：年3千円／団体会員：年5千円、年間収入約370万円）、寄付金（ソロプチミスト、ライオンズ、ロータリー等）、ともしび基金及び共同募金の配分金、県社協委託費等でまかなわれている。県社協からの委託事業（平成8年度予算：12,307千円）とは別に、どれだけ協会の独自事業（平成8年度予算：5,850千円）が今後展開できるかが課題。現在、ボランティアセンターの事業は、県社協からの委託事業である国庫補助事業としての「福祉教育」が主力であるが、今後は福祉にどっぷりつかってはダメだ。様々な分野を開拓していく必要性を感じている。

・県からは法人化を勧められている。協会の設立当初も「将来は法人格にするが、当面は任意団体」として発足している。しかし、法人の定款に拘束されない自由性、

開拓性、創造性、緊張感を重視している。将来的に法人化に踏み切るとすれば大阪ボランティア協会を参考に、社会福祉法人にと考えているが、その場合、事業が社会福祉に限定されることを恐れている。

奈良まちづくりセンター調査報告

企画財政局企画係 岡田 実

教育委員会幸市民館 高橋慶子

(文責) 大師地区福祉センター 齋藤大介

- 1 日 時：平成7年11月16日(木)午後2時～4時30分
- 2 視察先：社団法人奈良まちづくりセンター
(〒630) 奈良県奈良市中新屋町2-1 奈良町物語館内 0742-26-3476
- 3 対応者：理事長 木原勝彬氏

法人化した市民活動団体として、ボランティア活動やボランティア支援活動を行って行く上での課題や、市民活動と行政との関係及びボランティア支援のあり方について伺った。

4 調査内容：

(1) 奈良まちづくりセンターの概要

奈良まちづくりセンターは、1979年に設立された任意団体の奈良地域社会研究会を母体に、1984年に社団法人格を取得した住民による自主・自立のまちづくりを推進するためのまちづくり運動団体。奈良町物語館内の事務局は18畳位の広さに職員2名である。

(2) 質疑内容

Q. 社団法人化のメリットについて。

A. 法人化により信用性、活動の継続性がつく。資金的な問題に有利。また、受託調査が取れる。

デメリットは感じない。法人化に伴う報告書は必要だが、行政に管理されているわけではない。

Q. 法人を運営していく上での課題

A. 寄付文化が育っていないので資金が集まりにくい。収益的な事業展開が必要。このため、企業経営と一緒にマーケティングリサーチが必要となる。

Q. 市民活動と行政との関係について

A. 市民活動による自主的な市民センターと行政による市民センターが競合すればよく、選択は市民にまかせるべき。

行政としての最小限のサービスを提供するテリトリーを見極める必要がある。テリトリー以上は、企業セクターや市民活動団体にまかせる。市民活動団体のマネージャーは民間から採用する。行政から人は入れない、選挙活動はしないなど独立性が必要。行政は手をださないことを肝に銘ずるべき。

Q. 市民活動団体に対する支援メニューについて

A. 支援センターは全団体を網羅するわけではないので、県にひとつでもよいのでは。複数設立しても内容・便利さで偏りが出るのが自然である。ボランティアをやりたくてもテーマが分からない人が多いので、情報を提供し、自分なりに選びとってもらうプロセスが大切である。このため、ボランティア総覧のような本があるとよいのでは。

活動報告

台 鄭 植 岳

政策課題研究Bチーム活動報告

「ボランティア条例の可能性」について

- 発 会 式 平成7年6月30日 会場 いさご会館
- 第1回会議 平成7年7月13日 会場 川崎自治研センター
※委嘱式
- 第2回会議 平成7年7月25日 会場 エポック中原7階会議室 … AM
企画財政局会議室 … PM
※ヒアリング
川崎ボランティアセンターの組織、事業内容、あり方等について
- 第3回会議 平成7年8月10日 会場 企画財政局会議室
- 第4回会議 平成7年9月7日 会場 企画財政局会議室
- 第5回会議 平成7年9月14日 会場 市社会福祉協議会会議室 … AM
企画財政局会議室 … PM
※ヒアリング
社会福祉協議会活動振興センターの組織、事業内容、あり方等について
- 第6回会議 平成7年9月28日 会場 企画財政局会議室
- 他都市視察 平成7年10月4日～10月5日 大阪市役所
大阪ボランティア協会
大阪コミュニティ財団
- 第7回会議 平成7年10月12日 会場 企画財政局会議室
- 視 察 平成7年10月12日～10月13日 福岡市社会福祉協議会
北九州活性化協議会
- 編集作業 平成7年10月18日 会場 企画財政局会議室
- 第8回会議 平成7年10月26日 会場 企画財政局会議室

政策課題研究制度運営委員会

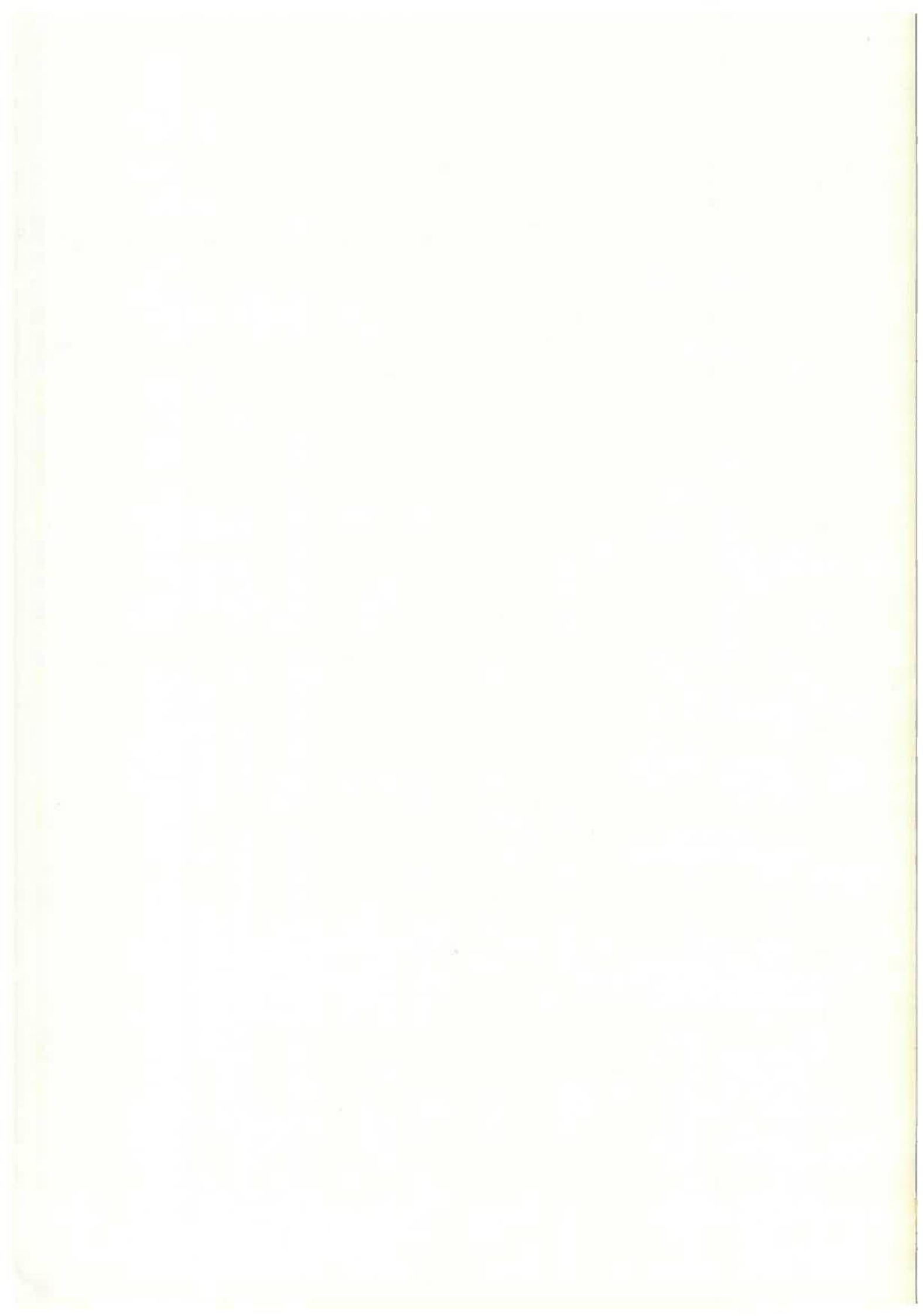
	平成7年10月31日	会場	企画財政局会議室
視 察	平成7年11月6日～11月7日		山梨
第9回会議	平成7年11月9日	会場	企画財政局会議室
視 察	平成7年11月16日～11月17日		奈良
第10回会議	平成7年11月22日	会場	企画財政局会議室
第11回会議	平成7年12月14日	会場	企画財政局会議室
第12回会議	平成7年12月21日	会場	企画財政局会議室
第13回会議	平成7年12月27日	会場	企画財政局会議室
第14回会議	平成8年1月18日	会場	企画財政局会議室
第15回会議	平成8年1月25日	会場	防災対策室会議室
合 宿	平成8年2月13日	会場	サンライフ川崎
第16回会議	平成8年2月15日	会場	幸市民館
第17回会議	平成8年2月22日	会場	企画財政局会議室
第18回会議	平成8年2月29日	会場	防災対策室会議室
第19回会議	平成8年3月7日	会場	企画財政局会議室
第20回会議	平成8年3月14日	会場	企画財政局会議室
編集作業	平成8年3月20日	場所	民生局明望園
編集作業	平成8年3月23日	場所	企画財政局都市政策研究室

參考資料一覽

黃一何書存

参考文献

- ・外山公美「アメリカの地方自治ーシティ・マネージャーとは」(社)川崎地方自治研究センター 1994年
- ・十文字隆「NPO法に期待すること」らびっと通信1995年11月20日号(103号) まちづくり情報センターかながわ 1995年
- ・「市民活動の法制度に関する国際フォーラム・資料」日本ネットワークーズ会議 1995年
- ・「ボランティア白書95年版」(社)日本青年奉仕協会 1995年
- ・「市民活動の発展を目指した助成のあり方に関する研究ー市民事業育成を通じた地域づくりに関する調査報告書ー」(株)住信基礎研究所 1994年
- ・「青少年とボランティア活動ー『青少年のボランティア活動に関する調査』報告書ー」総務庁青少年対策本部 1994年
- ・「月刊福祉ーシリーズボランティア革命」月刊福祉1994年1月号~1995年12月号
- ・「NPOとは何かーその理解のためにー」日本ネットワークーズ会議 1992年
- ・「ボランティア活動推進のための仕組みづくりに関する調査研究」日本ネットワークーズ会議 1994年
- ・「第7回『地方新時代』市町村シンポジウム報告書」川崎市市民局市民文化室 1994年
- ・「ボランティア等社会参加活動推進のための基本方針ー気軽に楽しく一ふれあい、支えあう心豊かな地域社会をめざして」奈良県 1994年
- ・「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」総合研究開発機構 1994年
- ・卯月嘉夫「住民の主体的な町づくり活動を支援する『まちづくりセンター』に関する考察」日本建築学会計画系論文集第470号 101-172, 1995年
- ・「LESSONS FROM THE LIMA PRIETA AND NORTHRIDGE EARTHQUAKES : MITIGATION, PREPARATION, RESPONSE, AND RECOVERY」 Institute of Public Administration 1995年
- ・「EARTHQUAKE RECOVERY: A SURVIVAL MANUAL FOR LOCAL GOVERNMENT」 State of California 1993年
- ・「平成7年度行政専門研修・ボランティア活動の推進に向けて」京都府職員研修所 1995年
- ・高田 敏「英例論」蓮川一郎・植野 宏・岡部進夫編「現代行政法大系8・地方自治」有斐閣 1984年
- ・兼子 仁「自治体法学」学陽書房 1988年
- ・大阪ボランティア協会編「ボランティア参加する福祉ー」ミネルヴ書房 1981年
- ・黒川真子「ニューヨークのボランティア」朝日新聞社 1995年
- ・林進二郎、山岡義典「日本の財団」中公新書 1984年
- ・佐野章二「ボランティアをはじめのまえにー市民公益活動ー」地方自治ジャーナルブックレット8 公人の友社 1994年
- ・「季刊自治体学研究ーノンプロフィット・セクター(民間公益活動)と自治体」神奈川県自治総合研究センター 1991年
- ・金子珊子「企業の社会貢献とは」岩波ブックレットNO.292 1993年
- ・(社)経済団体連合会編「社会貢献白書(1992年)」日本工業新聞社 1992年
- ・(社)日本フィランソピー協会「企業の社会貢献に関する調査報告書」川崎市 1995年
- ・「企業の社会的貢献に関する調査平成4年度版川崎市労働白書特別研究編」川崎市 1993年
- ・(財)横浜市女性協会編「女のグループ活動資金づくりの本」学陽書房 1993年
- ・「世田谷まちづくりファンド資料集」世田谷まちづくりセンター 1994年
- ・「まちづくり公益信託研究」まちづくり公益信託研究会 1994年
- ・「地域福祉関係全国係長会議資料」厚生省社会・援護局地域福祉課 1995年
- ・「財団法人大阪コミュニティ財団アニュアル・レポート1995年版」(財)大阪コミュニティ財団 1995年
- ・「NIRA研究報告書ー市民公益活動基盤整備に関する調査研究ー」総合研究開発機構 1994年
- ・「月刊ボランティア臨時号(1995年8月)」(社編)大阪ボランティア協会 1995年
- ・「ボランティア等社会参加活動推進のための基本方針」奈良県 1994年
- ・「ボランティア活動ニギガイド」奈良県 1994年
- ・「ボランティア活動紹介写真集 いい顔いっぱい」奈良県 1994年
- ・「スマイルズ」奈良県 1995年
- ・本原孝久「わかる福祉・わかる活動モデルセミナー講座要領第1集」1995年
- ・本原孝久「サラリーマンのためのボランティア入門」日経連広報部 1993年
- ・マリリン・ウオーリング「新フェミニスト経済学」東洋経済新報社 1994年
- ・下田博次「主婦会社ー女性たちの起業から明日が見える」コスモの本 1993年
- ・博報堂生活総合研究所編「半分だけ家族ーファミリー消費をどうみるか」日本経済新聞社 1993年
- ・(財)横浜市女性協会編「女性起業の完璧マニュアル」日経事業出版社 1995年
- ・古沢広祐「地球文明ビジョン『環境』が語る脱成長社会」NHKブックス 1995年
- ・「イギリスにおける契約指向社会と民間非営利組織の活動」横浜市企画財政局企画調整室 1994年
- ・「ボランティア白書1999年版ーボランティアのニューウエーブを探る」(社)日本青年奉仕協会 1999年
- ・「第1回日本ネットワークーズ会議報告書ーネットワークキングが開く新しい社会」日本ネットワークーズ会議 1999年
- ・「第2回日本ネットワークーズ・フォーラム報告書ーネットワークキングを懸念に！」日本ネットワークーズ会議 1999年
- ・「ボランティア活動研究第7号特集ボランティア活動の企業市民活動」(社)大阪ボランティア協会 1992年
- ・「ボランティア活動推進のための仕組みづくりに関する調査研究報告書」日本ネットワークーズ会議 1995年



報告書名 ボランティア条例の可能性
平成7年度 研究チームB 報告書

発行日 平成8年3月29日発行

発行 川崎市企画財政局都市政策研究室
〒210 川崎市宮本町1
電話 (044)200-2167
FAX (044)211-8354

印刷 明望園
〒211 中原区井田1471
電話 (044)754-4585

川崎市企画財政局都市政策研究室

〒210 川崎市川崎区宮本町1

電話(044)200-2167